令和3年12月24「日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	告事項・ <u>情報連絡事項</u> > 学童保育室の令和4年4月入室に向けた申請受付について
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課
	1 入室申請一斉受付期間及び受付場所・時間 (1)申請受付期間 令和3年11月8日(月)から12月1日(水)まで ※ 上記期間後も受付をするが、期間内受付者の承認後の審査となる。 (2)申請受付場所・時間 受付場所 時間
内容	区役所南館 3階 (住区推進課) 月~金曜日 8時30分~17時 月~土曜日 13時30分~18時 (第1希望の学童保育室に提出) 区役所特設会場 (1201会議室) 11月28日(日) 9時~16時 (3)「入室申請案内」の配布場所 ア 住区推進課学童保育係(区役所南館3階) イ 各学童保育室
	 ウ 区ホームページからダウンロード 2 スケジュール 令和3年10月25日(月)「入室申請案内」配布開始
	(1)区ホームページ、あだち広報10月25日号に案内記事を掲載する。(2)小学校、保育園、幼稚園、こども支援センターげんき、障がい福祉センター、区民事務所、住区センターに案内ポスターを掲示する。

4 今後の方針 申請受付における混乱が生じないよう、周知を十分に行っていく。 新型コロナウイルス感染症対策としてアクリル板の設置、受付職員の マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

令和3年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<審議事項・報	<審議事項・報告事項・情報連絡事項>						
件名	令和4年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について						
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課						
	令和4年度の学童保育室入室審査における入室承認基準指数表について、以下のとおり変更を行う。 1 基準指数 (1) 居宅内就労と居宅外就労の基準指数の差異を廃止様々な働き方がある中で、居宅内就労であっても勤務時間とされた時間は拘束時間となり、必ずしも居宅外に比べて子どもの保育がしやすい環境であるわけではないため、基準指数の差異について廃止する。なお、23区中9区で審査において居宅内と居宅外に差を設けていない。 (2) 就労時間に休憩時間を含める休憩時間は、1回の労働時間の途中に取るものであり、休憩時間の終了後は、勤務に戻る必要があることから、保育できない時間とし、就労時間に含めることとする。なお、23区中17区で休憩時間を含めて審査を実施している。						
内容	 2 補正指数 審査の実績及び区民要望等を踏まえ、補正指数の見直しを行う。 (1) 単身赴任世帯に対し補正指数を加算する。 (2) 障がいありの児童の対象に、通所受給者証の交付を受けている児童を加える。 (3) 保護者負担金の滞納世帯の減点を-10から-20に引き上げる。 						
	 3 調整事項 指数が同点の場合の優先承認判断基準に、指数に反映されない父母 の就労状況を追加する。 (1)父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。 (2)父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。 						
	4 今後の方針 区民に対し入室申請案内や区ホームページで周知を行うほか、申請 受付時に変更点の説明を行う。						

別表2 (第3条関係) 足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1 基準指数

(令和4年度の入室審査から適用)

東京	就労などの類型		父母の状態				
中語理由 週	分類				T	其進	基準
1 日 合計時間		申請理由	7171	272 44 02 1/1/100		-	
1		1 117.22.	週	1 日		1120	
1					18 時間以上	2 0	1-1
12 時間以上15時間未満 16 1-3 15 時間以上 15 時間以上15 時間未満 17 1-5 12 時間以上15 時間未満 17 1-5 12 時間以上15 時間未満 17 1-5 12 時間以上15 時間未満 17 1-6 15 時間以上 15 時間以上 15 時間以上 15 時間以上 15 時間以上 17 1-9 12 時間以上15 時間未満 15 1-10 15 時間以上 15 時間以上 17 1-9 12 時間以上15 時間未満 15 1-10 15 時間以上 17 1-9 12 時間以上15 時間未満 15 1-10 15 時間以上 17 1-9 12 時間以上 15 時間以上 17 1-9 12 時間以上15 時間未満 15 1-10 15 時間以上 15 時間以上 16 1-11 15 時間以上 17 1-9 12 時間以上 15 時間以上 15 1-10 15 1-12 15 1-12 15 目前以上の遊が1週以上 20 1-13 15 1-10 15 日末満 15 1-10 15 日末 15 1-10 15 日末満 15 1-10 15 日末 15 日末 15 日本 15 日末 15 日末 15 日本 15 日本 15 日末 15 日本 1				7 時間 45 分以上	15 時間以上 18 時間未満	1 8	1-2
1					12 時間以上 15 時間未満	16	1-3
記労・就学 2 2 2 2 2 3 3 4 4 4 4 5 4 5 4 5 5					18 時間以上	1 9	1-4
12時間以上15時間未満 15 1-6 ※競学は乾労に必要な技 4日 7時間 45 分以上 15時間以上15時間未満 16 1-8 15時間以上15時間未満 16 1-8 15時間以上15時間未満 15 1-10 15時間 45 分未満 12時間以上15時間未満 15 1-12 15時間 45 分未満 12時間以上 16 1-11 15 1-12 15 1-12 12時間以上 15 1-12 15 15 1-12 15 15 1-12 15 15 1-12 15 15 1-12 15 15 1-12 15 15 1-12 15 15 1-12 15 15 15 1-12 15 15 15 15 15 15 15		عد بات عد بات	以上)		15 時間以上 18 時間未満	17	1-5
1				1時間40万水個	12 時間以上 15 時間未満	1 5	1-6
学に限る。	1		4 🖂	7 時間 45 八八 L	15 時間以上	1 8	1-7
2 4時間以上 7時間 45分未満 3 日 (月12日~ 15 目) 15 時間以上 12 時間以上 7 時間 45分未満 4 時間以上 7 時間 45分未満 7 時間 45分未満 4 時間以上 7 時間 45分未満 7 時間 45分未満 8 場所 8 ※深夜を含む不規則勤務 の場合 12 時間以上 1 5 1-12 2 就労 ※深夜を含む不規則勤務 の場合 4 週間における週平均の就労 時間が 38 時間 45分以上で、 深夜帯(22 時から翌 5 時まで) を含む勤務が 2 回以上 週 5 日以上勤務で一週間の就 労合計時間が 38 時間 45分以 上 12 時間未満 9 1-14 4 両親不存在 父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など) 上 2 0 3-1 4 両親不存在 父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など) 上 2 0 3-1 4 南親不存在 入院 常時入院(入退院を繰り返している) 自 宅 内 療養 放課後の保護育成にあたることが困難 りな順害者子帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 心身の 障がい が 報神障害者保健福祉手帳1級 の手帳1度 身体障害者手帳3 級 精神障害者保健福祉手帳2級 愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3 級 精神障害者保健福祉手帳2級 愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級 1 8 4-3 1 5 4-4 6 看護・介護 自 宅外で親族等の看護・介機にあたる場合は、分類番 1 2 4-5				7 時间 45 分以上	12 時間以上 15 時間未満	1 6	1-8
7時間 45 分未満 12 時間以上 15 時間未満 15 1-10 3 日 (月12 日~ 15 日) 7 時間 45 分以上 12 時間以上 16 目 1-11 4 時間以上 7 時間 45 分以上 12 時間以上 15 目 1-12		1 (C は 2 °			15 時間以上	17	1-9
19			13 日7	7時間45分未満	12 時間以上 15 時間未満	1 5	1-10
15 7 時間 45 分未満 12 時間以上 1 5 1-12			3 目	7 時間 45 分以上	12 時間以上	1 6	1-11
RT					12 時間以上	1 5	1-12
2 ※深夜を含む不規則勤務の場合 時間が38時間45分以上で、深夜帯(22時から翌5時まで)を含む勤務が2回以上を含む勤務が2回以上 月(4週間)のうち12時 20 1-13 3 ※13時~17時の週合計時間が38時間45分以間が12時間未満上 12時間未満ります。 9 1-14 4 両親不存在 父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など)20 3-1 入院常時入院(入退院を繰り返している)自宅内療養が課金の保護育成にあたることが困難が強度の保護育成にあたることが困難が強度の手帳1度身体障害者手帳1・2級精神障害者保健福祉手帳1級愛の手帳2・3度身体障害者手帳3級精神障害者保健福祉手帳2級愛の手帳4度・身体障害者手帳4級精神障害者保健福祉手帳2級愛の手帳4度・身体障害者手帳4級精神障害者保健福祉手帳3級指神障害者保健福祉手帳3級 15 4-4 6 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 10 5-1		中 554	4週間にお	おける週平均の就労			
の場合 深夜帯(22 時から翌5 時まで)を含む勤務が 2 回以上 間以上の週が1 週以上 就労 週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が 38 時間 45 分以 12 時間未満 上 9 1-14 4 両親不存在 父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など) 2 0 3-1 入院 常時入院(入退院を繰り返している)自宅内療養 放課後の保護育成にあたることが困難 愛の手帳1度身体障害者手帳1・2級精神障害者保健福祉手帳1級 受の手帳2・3度身体障害者手帳3級精神障害者保健福祉手帳2級愛の手帳4度・身体障害者手帳4級精神障害者保健福祉手帳2級 18 4-3 5 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1	9		時間が38時間45分以上で、		月 (4週間) のうち12時	2.0	1 _ 13
京会記勤務が2回以上 週5日以上勤務で一週間の就 3 ※13 時~17 時の週合計時 労合計時間が38 時間45 分以 12 時間未満 上 14 15 15 16 16 16 16 17 17 18 18 19 1 19 19 10 19 19 10 19 10 10			深夜帯(22	2時から翌5時まで)	間以上の週が1週以上	20	1-13
3 ※13 時~17 時の週合計時間が38時間が38時間45分以 12時間未満 上 12時間未満 上 9 1-14 4 両親不存在 父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など) 20 3-1 人院 常時入院(入退院を繰り返している) 自宅内専門機関の指示書などによる療養の状況が療養 放課後の保護育成にあたることが困難 愛の手帳1度身体障害者手帳1・2級精神障害者保健福祉手帳1級心身の障がいなど 精神障害者保健福祉手帳1級 1 1 5 4-4 1 8 4-3 をの手帳2・3度身体障害者手帳3級精神障害者保健福祉手帳2級愛の手帳4度・身体障害者手帳4級精神障害者保健福祉手帳3級指神障害者保健福祉手帳3級 1 5 4-4 6 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1		* 7	を含む勤和	務が2回以上			
目が12時間未満 上 4 両親不存在 父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など) 20 3-1 入院 常時入院(入退院を繰り返している) 自宅内専門機関の指示書などによる療養の状況が療養 放課後の保護育成にあたることが困難		就労	週 5 日以	上勤務で一週間の就			
4両親不存在父母が常時不存在 (死亡・離別・行方不明・拘禁など)203-1入院常時入院 (入退院を繰り返している)204-1自宅内 療養専門機関の指示書などによる療養の状況が 放課後の保護育成にあたることが困難154-2保護者の病気・ 心身の障がいなど愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級184-3指神障害者保健福祉手帳2級 愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級154-4看護・介護自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番20~5-1	3	※13 時~17 時の週合計時	労合計時	間が 38 時間 45 分以	12 時間未満	9	1-14
大院 常時入院(入退院を繰り返している) 20 4-1 自宅内 専門機関の指示書などによる療養の状況が 療養 15 4-2 機護者の病気・ 心身の障がいなど 愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 18 4-3 心身の 障がい 愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級 愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 素神障害者保健福祉手帳3級 15 4-4 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1		間が 12 時間未満	上				
6 名き内 専門機関の指示書などによる療養の状況が 放課後の保護育成にあたることが困難 変の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 心身の 愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級 変の手帳4度・身体障害者手帳4級 変の手帳4度・身体障害者手帳4級 指神障害者保健福祉手帳3級 12 4-5 6 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1	4	両親不存在	父母が常	時不存在(死亡・離)	別・行方不明・拘禁など)	2 0	3-1
振護者の病気・ 心身の障がいなど放課後の保護育成にあたることが困難154-2優の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級 愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級154-4電談・介護自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番124-5			入院			2 0	4-1
5 保護者の病気・ 心身の障がいなど での手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 18 4-3 変の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 障がい 質の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級 愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級 15 4-4 6 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1				***************************************		1 5	4-2
5 保護者の病気・ 心身の障がいなど お			療養				
心身の障がいなど 心身の 愛の手帳 2・3 度 身体障害者手帳 3 級 精神障害者保健福祉手帳 2 級 愛の手帳 4 度・身体障害者手帳 4 級 精神障害者保健福祉手帳 3 級 15 4-4 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1	_	保護者の病気・				18	4-3
障がい 精神障害者保健福祉手帳 2 級	5	心身の障がいなど) # 6				
愛の手帳 4 度・身体障害者手帳 4 級 精神障害者保健福祉手帳 3 級 12 4-5 看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1						1 5	4-4
精神障害者保健福祉手帳3級124-5看護・介護自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番20~5-1			 				
看護・介護 自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番 20~ 5-1						1 2	4-5
6		看護・介護	自宅外で			20~	5-1
号1の基準に準じる。 15 ~12	6					15	~12

⁽¹⁾ 分類番号1、2、3における就労時間には、休憩時間を含むものとする。

2 補正指数(基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出する)

番号			条件	加・減算指数
補①			ひとり親世帯・両親不存在	+ 3
	父母の状況	2	単身赴任	+2
		1 4	平生・2年生	+10
補②	学年補正	3 年	F生	+6
		4 £	F生	+ 2
補③	住所	区名	外在住者(転入予定者を除く。)	- 3
	りものはおい	1	入室申請児童が愛の手帳、身体障害者手帳、精神 障害者手帳のいずれかを交付されている場合。	+ 4
補④	心身の障がい の有無	2	入室申請児童が補④1に掲げる手帳を交付されて おらず、障害児通所支援受給者証のみ交付されて いる場合。	+ 2
補⑤	保護者負担金 の滞納	申記世紀	請児又は、同家庭の在室児及び卒室児に滞納がある 帯	-20

3 学年による承認順位

		基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とし、1 年生の申請数が
		定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。た
1	1年生の児童	だし、以下に該当する場合は、適用しない。
		・補正指数⑤に該当する場合。
		・基準指数が分類番号3である場合。
	項番1に該当 2 しない児童	項番1に該当しない1年生及び2年生から6年生について在籍可能数(定
2		員から項番1で承認した1年生を減じた数)に達するまで、最終指数の
	しない児里	上位から承認する。

4 調整事項

(最終指数が同じ場合は、順番1から順に審査し承認者を決定する)

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	就労場所	父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。
		*ひとり親世帯の場合は申請している親のみを対象とする。
	父母の基準指数合計	父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。
3		*ひとり親世帯の場合は、合計する相手の基準指数を20
		とみなす。

	申請児童の自宅と父	申請児童の自宅と父母の勤務地を直線距離で測定し遠い方を
	母の勤務地までの直	優先する。
4	線距離	*父母の勤務地の近い方を審査の対象とする。
		*日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所を勤務地
		とみなす。事務所がない場合は、自宅を勤務地とみなす。
_	学校から自宅までの	学校から申請児童の自宅までの距離の遠い方を優先する。
5	距離	
6	その他	区長が特に必要と認める事項

- (1)順番1学年による調整において承認者が決定しない場合は、1基準指数の分類番号1、2、 4、5及び6に該当する者の中から、順番2から順番6により承認者を決定する。
- (2)前項による決定後、1基準指数の分類番号3に該当する者の中で、順番5及び順番6により承認者を決定する。

別表 2 (第3条関係)足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1. 基準指数

(平成31年度の入室審査から適用)

	就労などの類	型	父 ⁻	母の就労形態などの状態	甘油	甘淮
分類	種類	週	1日	午後1時~午後5時の時間帯 における一週間の就労合計時間	基準指数	基準番号
				18 時間以上	2 0	1-1
			7 時間以上	15 時間以上 18 時間未満	1 7	1-2
		5日以上		12 時間以上 15 時間未満	1 3	1-3
		(月 20 日以上)	4時間以上	18 時間以上	1 9	1-4
	・自宅外就労		7時間未満	15 時間以上 18 時間未満	16	1-5
	・就学など		一时间不何	12 時間以上 15 時間未満	12	1-6
		4 日以上	7時間以上	15 時間以上	1 8	1-7
	・個人	(月16日~	1 时间以上	12 時間以上 15 時間未満	1 5	1-8
1	事業主・	19日)	4 時間以上	15 時間以上	17	1-9
	会社経営・従事	13 日7	7 時間未満	12 時間以上 15 時間未満	1 4	1-10
	者で	3 日以上	7時間以上	12 時間以上	1 5	1-11
	自宅外就労	(月 12 日~	4 時間以上	12 時間以上	1 4	1-12
		15 日)	7 時間未満	12 时间外上		1 12
			不規則勤務	で、一週間の就労合計時間が35時		
		深夜を含む 不規則勤務	間以上、かつ午後1時~午後5時の時間帯の		20	
			合計が	1-13		
			12 時間以上			
			参照)			
				18 時間以上	1 7	2-1
			7 時間以上	15 時間以上 18 時間未満	1 4	2-2
	・ <u>自宅内就労</u>	5 日以上		12 時間以上 15 時間未満	1 0	2-3
		(月 20 日以上)	4時間以上7時間未満	18 時間以上	1 6	2-4
	個人			15 時間以上 18 時間未満	1 3	2-5
2	事業主・			12 時間以上 15 時間未満	9	2-6
	会社経営・従事	4日以上	7 時間以上	15 時間以上	1 5	2-7
	者で	(月16日~	(時间以上	12 時間以上 15 時間未満	1 2	2-8
	自宅内就労	19 日)	4 時間以上	15 時間以上	1 4	2-9
		10 117	7 時間未満	12 時間以上 15 時間未満	1 1	2-10
		3 日以上	7 時間以上	12 時間以上	1 2	2-11
		(月 12 日~	4 時間以上	12 時間以上	1 1	2-12
		15 目)	7 時間未満	17 时即处工	1 1	2 12
3	週5日以上勤務で一 間以上	週間の就労合計	十時間が 35 時	12 時間未満	9	2-6
4	不存在	父母が常時不	存在(死亡・	離別・行方不明・拘禁など)	2 0	3-1

		入院	常時入院(入退院を繰り返している)	2 0	4-1						
		自宅内療養	専門機関の指示書などによる療養の状況が放	15	4-2						
		日七門原食	課後の保護育成にあたることが困難	1 5	4-2						
	保護者の病気・心		愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級	1 8	4-3						
5		R護者の病気・心 すの障がいなど 心身の 障がい	精神障害者保健福祉手帳1級	10	4-3						
	対の情がいなく		愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級	1.5	4-4						
	障がし		精神障害者保健福祉手帳2級	1 3	4-4						
										愛の手帳4度・身体障害者手帳4級	1 2
			精神障害者保健福祉手帳3級	1 2	4-5						
6	C	自宅外で親族	等の看護・介護にあたる場合は、外勤者の就労	20 ~	5-1						
0	看護・介護	状況(分類1)	の基準に準じる。	12	~ 13						

2. 補正指数(基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出します。)

番号		条件	加·減算指数
補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不在	+ 3
		1年生・2年生	+10
補②	学年補正	3年生	+6
		4年生	+ 2
補③	住所	区外在住者(転入予定者を除く。)	-3
補④	手帳をお持ち	愛の手帳・身体障害者手帳等をお持ちの児童は写しを提	+ 4
州伍	の児童	出して下さい。	T 4
補⑤	保護者負担金	申請児又は、同家庭の卒室児に滞納がある世帯	-10
THIO	の滞納		10

3. 学年による承認順位

		基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とする。ただし、補正指数⑤に該
1	1年生	当する場合は適用せず、基準指数から補正指数を加減する。
		1年生の申請数が定員数を超える場合は指数上位より定員数までを承認とする。
	2 年生	
0	から	在籍可能数(定員から1年生承認数を減じた数)を指数の上位から承認する。
2	6 年生	
	まで	

4.調整事項

(同指数の方がいた場合の審査基準です。1から順に審査し承認者を決定します。)

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	父母等の勤務地等	父母等の勤務地等を直線距離で測定し自宅から遠い方を優
		先する。
		*父母等の勤務地の近い方を審査の対象とする。
		*日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所や自宅
		を勤務地とみなす。
3	学校から自宅までの距離	学校から自宅までの距離の遠い方を優先する。
4	その他	区長が特に必要と認める事項

備考

- 1 学年による審査において同指数となる場合は、基準指数の表分類1の項、2の項、4の項、 5の項及び6の項の方の中で、順番2の項、3の項及び4の項により承認者を決定する。
- 2 前項による決定後、基準指数の表分類3の項に該当する方の中で、順番3の項及び4の項により承認者を決定する。

令和3年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

2人

3人

<審議事項・報	告事 垻・ 情報基	里 裕 事項>			
件名	I		ミ訓練促進給付金事 3付金事業」の対象	業」及び「足立区 者拡大について	ひ
所管部課	福祉部 親子	子支援課			
	立区ひとり親記 親家庭自立支担 を拡大する。 (※1)足立区 ひとり 受講中の (※2)足立区 ひとり	家庭高等職業訓練仍 爰教育訓練給付金事 ひとり親高等職業訓 親家庭において就職 生活費に対して一部 ひとり親家庭自立支	選進給付金事業(※ 事業(※2)につい 課練促進給付金事業 に有利な国家資格等 を助成。援教育訓練給付金事 アリアアップに活かっ	での意見を踏まえてかるでは、一次で足立区ひて対象者の所得要で取得のため、養成機能業	と と 件 等 関 で
	(1)収入等 援が必要 (2)就労支	な方が多い。	当の所得限度額を生	少し超えていても、 象であり、所得限度	
内容	2 改正内容 (1)対象者の収入要件拡大 現在の「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び 「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の所得要件で ある児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準 に所得限度額プラス100万円の区独自基準を設け、給付金支給対 象者を拡大する。				
	扶養人数	児童扶養手当一 部支給所得基準	拡大対象者の 所得基準	(参考) 拡大対象 者の年収換算	
	1人	2,300千円	3,300千円	約4,600千円	

2,680千円

3,060千円

3,680千円

4,060千円

約5,100千円

約5,600千円

(2) 令和3年度以降適用される主な高等職業訓練の資格内容

資格名称	既存・拡大
看護師	既存
理容師	既存
介護福祉士	既存
簿 記	拡大
Web クリエーター	拡大
Microsoft Office Specialist	
(MOS) 2010, 2013, 2016	拡大
マスター、アソシエイト、エキスパート	
キャリアコンサルタント	拡大

- ※ その他、自立支援教育訓練で認められている6カ月以上のものの ほか、正規雇用に有利となるものであって、区長が地域の実情に応 じて定める資格を対象に加える。
- (3) 給付金額(変更なし)

足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 課税世帯

(70,500円+最終学年加算40,000円(該当者のみ))

×修業月数

※ 法的に非課税の定めのない区独自の基準による給付金は、雑所得と して課税の対象となる。(国税庁及び課税課へ確認)

3 期間

令和3年度から令和5年度の3年間の時限措置 ※令和6年3月31日までに修業を開始する方まで

4 実施スケジュール

令和3年 9月 補正予算審議 令和3年10月 事業実施要綱改正 令和3年11月 事業開始

5 その他

- (1)足立区公式ホームページ掲載、豆の木・応援アプリ配信、広報等で周知を行なう。
- (2) より就労に結びつき易い資格取得を促し、正規就労と収入の拡大を目指していく。

令和3年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

所管部課福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課地域密着型サービスを行う下記事業者の新規指定を行ったのできる(新規指定 1事業所)。また、廃止届出が提出されたので廃止業者についても報告する(廃止 6事業所)。1 新規指定 1事業所 (1)新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日2 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日(2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアブランナー鈴蘭 事業所名 グリーンハウス鈴蘭	一ビスを行う下記事業者の新規指定を行ったので報告す 1 事業所)。また、廃止届出が提出されたので廃止した事 3 報告する(廃止 6 事業所)。 1 事業所
る (新規指定 1事業所)。また、廃止届出が提出されたので廃止業者についても報告する (廃止 6事業所)。 1 新規指定 1事業所 (1) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区庭浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	1事業所)。また、廃止届出が提出されたので廃止した事 報告する(廃止 6事業所)。 1事業所 所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 「6事業所 所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
#者についても報告する (廃止 6事業所)。 1 新規指定 1事業所 (1) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 運営法人 壊澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区庭浜二丁目36番19号 運営法人 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	1事業所 (地域密着型通所介護】(北西地区) 在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 (本事業所で) (本事業所で)
1 新規指定 1事業所 (1)新規事業所	1事業所 所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 活在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 「6事業所 添所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
(1)新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 令和3年7月1日 「6事業所 新 【地域密着型通所介護】(北西地区)
事業所所在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	「在地 足立区栗原三丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 「6事業所 新 【地域密着型通所介護】(北西地区)
東武大師前サンライトマンション3号館 木下店舗 110B号室 運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 6事業所 (1)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	東武大師前サンライトマンション 3 号館 木下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 6事業所 新 【地域密着型通所介護】(北西地区)
本下店舗 110B号室 運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 6事業所 (1)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	本下店舗 110B号室 株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 6事業所 新 【地域密着型通所介護】(北西地区)
運営法人 株式会社 凌澤 事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 (事業所 (1)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	株式会社 凌澤 春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 6事業所 禁所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
事業所名 春の風支援センター 利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 (地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	春の風支援センター 18名 日 令和3年7月1日 6事業所 訴 【地域密着型通所介護】(北西地区)
利用定員 18名 指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 6事業所 (1)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	18名 日 令和3年7月1日 f 6事業所 禁所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
指定年月日 令和3年7月1日 2 廃止事業所 6事業所 (1)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号	日 令和3年7月1日 f 6事業所 i所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
2 廃止事業所 6事業所 (1)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区) 事業所所在地 足立区鹿浜二丁目36番19号 運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	f 6事業所 禁所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
内容(1)廃止事業所 事業所所在地 運営法人 事業所名 利用定員 廃止年月日足立区鹿浜二丁目36番19号 有限会社 モア デイサービスセンターひだまり 7名 令和3年7月7日(2)廃止事業所 事業所所在地 運営法人(地域密着型通所介護】(北東地区) 足立区平野二丁目8番6号 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	所 【地域密着型通所介護】(北西地区)
内容事業所所在地 運営法人 事業所名 利用定員 廃止年月日足立区鹿浜二丁目36番19号 有限会社 モア デイサービスセンターひだまり 7名 令和3年7月7日(2)廃止事業所 事業所所在地 運営法人【地域密着型通所介護】(北東地区) 足立区平野二丁目8番6号 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	
運営法人 有限会社 モア 事業所名 デイサービスセンターひだまり 利用定員 7名 廃止年月日 令和3年7月7日 (2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	5.大小 - 日去区亩彩二十日96×10円
事業所名デイサービスセンターひだまり利用定員7名廃止年月日令和3年7月7日(2) 廃止事業所【地域密着型通所介護】(北東地区)事業所所在地足立区平野二丁目8番6号運営法人有限会社 ケアプランナー鈴蘭	住地 足丛区庭供二丁日30番19万
利用定員 廃止年月日7名 令和3年7月7日(2)廃止事業所 事業所所在地 運営法人【地域密着型通所介護】(北東地区) 足立区平野二丁目8番6号 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	、 有限会社 モア
廃止年月日令和3年7月7日(2)廃止事業所【地域密着型通所介護】(北東地区)事業所所在地足立区平野二丁目8番6号運営法人有限会社 ケアプランナー鈴蘭	デイサービスセンターひだまり
(2)廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区) 事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	
事業所所在地 足立区平野二丁目8番6号 運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	日 令和3年7月7日
運営法人 有限会社 ケアプランナー鈴蘭	所 【地域密着型通所介護】(北東地区)
	在地 足立区平野二丁目8番6号
事業所名 グリーンハウス鈴蘭	
	グリーンハウス鈴蘭
利用定員 10名	10名
廃止年月日 令和3年7月7日	日 令和3年7月7日

(3) 廃止事業所 【認知症対応型通所介護】(北東地区)

事業所所在地 足立区花畑四丁目39番10号

運営法人 社会福祉法人 聖風会

事業所名 デイサービスセンターはなはた

利用定員 12名

廃止年月日 令和3年7月31日

(4) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(南西地区)

事業所所在地 足立区西新井本町五丁目7番14号

運営法人 株式会社 やお秀

事業所名 リハビリストホーム 西新井

利用定員 18名

廃止年月日 令和3年8月31日

(5) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区)

事業所所在地 足立区花畑一丁目7番16号カームスズキ1階

運営法人株式会社ハートネクション事業所名デイサービスセンターA

利用定員 18名

廃止年月日 令和3年9月30日

(6) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(南西地区)

事業所所在地 足立区宮城一丁目16番13号

運営法人 株式会社 ノーウェア

事業所名 デイサービスセンターなご家 江北橋サービス

利用定員 10名

廃止年月日 令和3年10月31日

令和3年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

	Ц 7				
件名	地	は域密着型サービス事業の整備・運営事業	集者の公募結 !	果について	
所管部課	福	至社部 高齢者施策推進室 介護保険課			
		地域密着型サービス事業の整備・運営事 、以下の事業者を選定した。 公募の状況	業者の公募を	行い、審査の	結
			募集箇所数	応募箇所数	
		111 ///		21 1 111 111	
		認知症高齢者グループホーム	1か所	1 か所	
		看護小規模多機能型居宅介護	1 か所	1か所	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	1 か所	

※ 各種類圏域の指定なし

2 選定結果

(1)選定審査会

ア 第一次審査(書類審査) 令和3年8月24日(火)

イ 第二次審査 (ヒアリング審査) 令和3年9月14日 (火)

(2)選定事業者

内容

種類	認知症高齢者グループホーム
地区名	北東地区
応 募 地	保木間五丁目14番4号
法人名	株式会社フロンティアの介護
所 在 地	名古屋市東区泉一丁目19番8号

種類	看護小規模多機能型居宅介護
地区名	北東地区
応 募 地	保木間一丁目29番12号
法人名	医療法人社団苑田会
所 在 地	足立区竹の塚四丁目1番12号

種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地区名	北西地区
応 募 地	入谷二丁目19番10号
法人名	株式会社元気な介護
所 在 地	札幌市北区北二十条西四丁目2番15号

令和3年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和3年度特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募結果について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
	特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募を行い、審査の結果、以下の事業者を選定した。
	1 応募事業者数 4法人
	 2 選定審査会 (1)第一次(書類審査) 令和3年 8月24日(火) 4法人中、3法人が第一次審査を通過した。 (2)第二次(ヒアリング) 令和3年10月 1日(金) 3法人中、2法人を選定した。
内容	3 審査結果 4法人中、2法人を選定した。 (1)第一位 法人名 社会福祉法人愛心会 法人本部 徳島県小松島市
	ア 整備内容 特別養護老人ホーム(150床) 内訳:ユニット型個室 120床 従来型多床室 30床 併設:ショートステイ 15床
	通所介護事業所 30名 居宅介護支援事業所 防災拠点型地域交流スペース 防災倉庫
	イ 整備地 舎人三丁目4番12他(地番) 敷地面積 4,229.02㎡
	ウ 開設予定時期令和6年 6月

(2) 第二位

法人名 社会福祉法人桃山福祉会 法人本部 岡山県岡山市

ア 整備内容

特別養護老人ホーム(135床)

内訳:ユニット型個室 105床

従来型多床室30床併設:ショートステイ15床

防災拠点型地域交流スペース

防災倉庫

イ 整備地

平野一丁目42番2他(地番)

敷地面積 4,280.25㎡

ウ 開設予定時期

令和6年 4月

4 その他

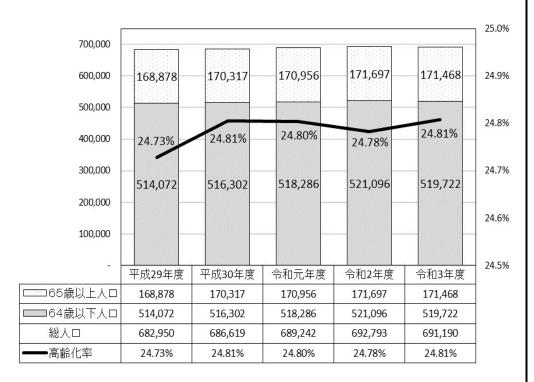
令和3年度に予定していた2事業者を選定したため、今年度第2回 目の公募は実施しない。

令和3年12月24日

. 祝生車頂 . į 桂起油效車頂 \

件名	令和2年度介護保険事業の実績について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
	令和2年度介護保険事業の実績について、以下のとおり報告する。 ※ 数値は令和3年3月31日現在の実績値。()内は前年同日の実績値 ※ 詳細は別添「情報連絡事項7-1」 「あだちの介護保険(令和2年度実績)」を参照
	1 65歳以上の被保険者(第一号被保険者) (1) 65歳以上の被保険者数 171,293人(171,595人)
	前年度比302人減、0.2%減 ※ 住所地特例の制度があるため「65歳以上人口」とは一致しない (2)介護保険料収納率
	98.5% (98.3%) 前年度比0.2ポイント増 2 要介護・要支援認定者数 36,937人 (36,913人)
内容	前年度比24人増、0.1%増 3 保険給付状況 (1)介護サービス受給者数 29,559人 (29,015人)
	前年度比544人増、1.9%増 (2)保険給付費 54,839,199千円(53,553,194千円)
	前年度比1,286,005千円増、2.4%堆

≪参考≫【総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】(各年4月1日現在)



※ 令和3年4月1日時点で、足立区における高齢化率は 24.81%であり、前年度より0.03ポイント上昇した。

令和3年12月24日

<審議事項・報	告事項・情報連絡事項>
件名	旧千寿第五小学校跡地活用による児童発達支援センターの整備について
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課・障がい福祉センター
	旧千寿第五小学校跡地活用について、「①避難所機能を有する文教施設」「②児童発達支援センター」を公募事業としたプロポーザルを実施したところ、以下のとおり事業者が選定された。 ついては、児童発達支援センターの事業内容や今後のスケジュール等について、以下のとおり報告する。
	1 選定事業者
	事業者名 学校法人 三幸学園 所 在 地 東京都文京区本郷三丁目23番16号
	2 選定された提案内容(1) 不登校特例校(中学校)及び通信制高等学校(2) 児童発達支援センター
	3 児童発達支援センターの事業内容
内容	児童福祉法第43条の1に基づく福祉型児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業(定員70名) ・ 保育所等訪問支援事業 ・ 障害児相談支援事業
	4 児童発達支援事業に係る課題と解決策 別紙「情報連絡事項8一1」参照
	① 通所定員不足により障がい福祉センター幼児発達支援室及び うめだ・あけぼの学園で待機が生じており、年中・年長児の待 機児数は、年度末に最大40名程度となっている。 ⇒ 通所定員増により、待機児を解消
	② 個別療育において、月1回の療育指導が必要な児童に対して 2か月に1回程度になっているなど、必要な回数を実施でき ていない。
	⇒ 個別療育の拡充により、児童に必要な療育日数を確保 ③ 区内事業所間の連携強化、支援の質の向上が求められている。 ⇒ 障がい福祉センター幼児発達支援室ひよこが区内児童発達 支援センター全体の基幹的な役割を担う

⇒ 保健センターと連携した早期療育支援、区内事業所の連携

強化と療育の質の向上等に取り組む

参考

通所:児童のみ、または親子で週2~5日通所し、年齢や 状況に合わせたグループに対して行われる療育

個別療育:心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士 等による個別または少人数で行われる専門的

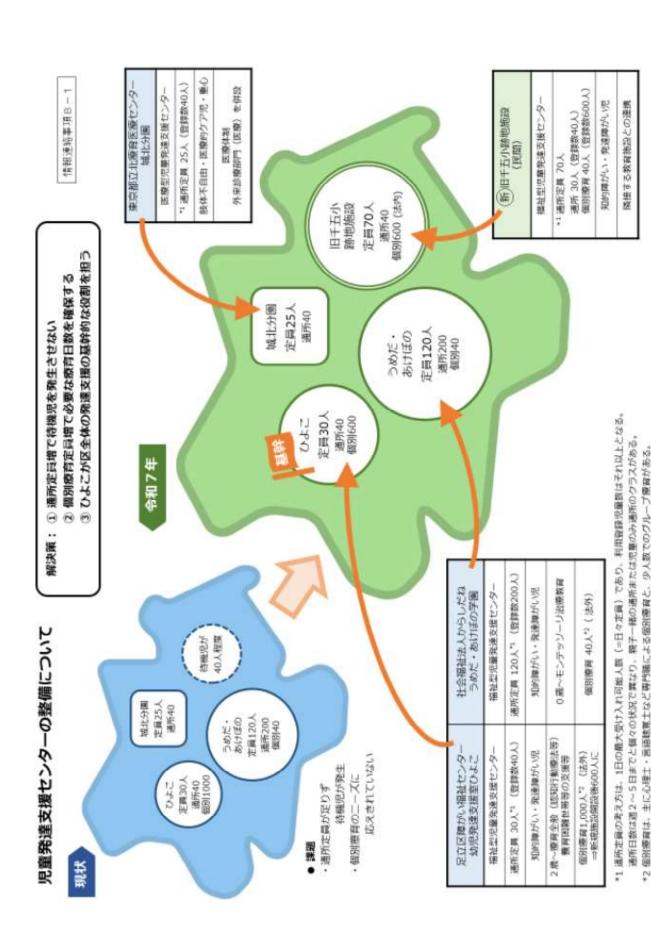
な指導・療育

5 児童発達支援センター開設に係る今後のスケジュール(予定)

令和5年11月建設工事着工令和6年9月建設工事竣工令和7年4月事業開始

6 その他

選定委員会より、児童発達支援センターの運営にあたる選定事業者 に区と連携するよう意見があったことから、区が必要と考える事業が 適切に実施・運営されるよう、選定事業者と開設前から協議していく。



令和3年12月24日

/ 霊謡東荷、起生東荷、鮭起海奴東荷、

件名	熱中症及びデング熱対策の取組み結果について
所管部課	衛生部衛生管理課
	令和3年度の熱中症及びデング熱(※)対策の取組み結果について、以下のと
	り報告する。
	※ デング熱とは、ヒトスジシマカなどの蚊が媒介する感染症であり、ウイルス
	持つ蚊に刺されることで感染する。感染すると、おおむね3日から7日の潜伏
	間後、発熱や発疹、頭痛、関節痛などの症状が起こる。
	1 庁内会議の開催について
	(1)足立区熱中症及びデング熱対策調整会議
	ア 第1回 令和3年4月9日(金)
	令和3年度の取組み内容の確認
	イ 第2回 令和3年11月10日(水)
	令和3年度の取組み結果の報告
	2 熱中症対策について
	(1)区民への情報提供と注意喚起
内容	ア あだち広報・区ホームページ
	・ 5月25日号及び区ホームページに熱中症予防のポイント等を掲載
	た。
	・ 8月10日号に「熱中症予防×コロナ感染防止」を掲載し、コロナ
	における熱中症への注意喚起を行った。
	イ A-メール配信
	環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数(WBGT)速報において、当
	の予報及び実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した際に、「夏
	重要なお知らせ」登録者に対してA-メールを配信した。

【参考】

A-メール配信回数(暑さ指数速報の実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した回数)

	6月	7月	8月	9月	合計
R1 年度	0 回	5 回	21 回	6 回	32 回
R2 年度	0 回	1 回	24 回	4 回	29 回
R3 年度	0回	8 回	15 回	0回	23 回

ウ 防災行政無線放送

夜間の熱中症を未然に防ぐため、7月1日から8月31日まで、夕焼け放送の後に注意喚起の放送を行った。

なお、9月以降の残暑に備え、1日から17日の平日については、午後2時までに暑さ指数速報の実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した場合に、当日の夕焼け放送後に注意喚起放送を流す体制を整えた。

※ 9月以降、危険水準に達した日がなかったため、放送は行っていない。

エ 大塚製薬(株)との熱中症対策に関する連携協定に基づく取組み

小中学生を対象とした熱中症対策セミナーについては、対面形式だけでなく、コロナ禍であることを考慮してWEB形式でも実施した。

オ その他

啓発用チラシの配布やポスターの掲示、施設利用者への情報提供等により、区民に対して注意喚起を行った。

(2) 熱中症による被害状況

ア 足立区内救急搬送人員数

	6月	7月	8月	9月	合計
R1 年度	6人	62 人	273 人	45 人	386 人
R2 年度	39 人	25 人	294人	34 人	392 人
R3 年度	13 人	85人	108 人	5人	211 人

※ R3年度は速報値、その他は確定値

イ 足立区内死亡者数

	合計
R1 年度	9人
R2 年度	17人
R3 年度	1人

※ R3年度は速報値、その他は確定値

3 デング熱対策について

(1) 区民への情報提供と注意喚起

デング熱の注意喚起のため、ポスターの掲示を行った。

(0) 区溢の雨水マス等。の夢刻れる
(2) 区道の雨水マス等への薬剤投入 ア 4月26日からの1週間を強化週間とし、工事課・公園管理課・生活衛生
課の3課で足並みを揃えて、区道の雨水マス等への薬剤投入を実施した(441か所)。
イ 5~9月末までに、昨年度に清掃及び成長抑制剤の投入を行った区道の雨水 マスと、今年度新たに区民要望のあった区道の雨水マスに対して、清掃と成長 抑制剤の投入を行った(1,188か所)。

令和3年12月24日

(5 点満点)

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	Г	「足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和2年度評価について					
所管部課	子	ども家庭部	子ども政策課				
	価に	,,,, . – ,	子ども・子育て支援事業計画」の のとおり施策評価表として取りま				
			評価者(機関)	評価内容	容		
		1 次評価	担当課	自己評価	洒		
		2次評価	子ども家庭部	達成率、多方向性	, ,		
		3次評価	足立区地域保健福祉推進協議会 (子ども支援専門部会含む)	総合評価	価		
		•	「庭・地域と連携し、子どもの学びを	支え育む	総合評価		
内容	容 【施策1-1・保健所の領		に 地域と連携し、子どもの学びを 】子どもの心身の健全な発達の支援 は康教室などが中止となり、食育に関する				
			I Pに動画を掲載するなど工夫が見られ、		4		
		コロナ禍で機会が減っ	】 就学前からの学びの基礎づくり で、行事の中止や遊びの縮小など、子どったが、幼保小交流の継続のため、リモなど、つなぎを意識した取り組みを行っ	ート会議を	4		
		不安の強い	】特別な支援を要する子どもの状況に応じた 、保護者に対し、継続的に電話をしたり つなげるなど、状況に応じた支援を行っ	、適切に関	5		
		【歩笠1_ /		成長支援			

施策群2 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	総合評価
【施策2-1】妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実 ・保育コンシェルジュで保育サービスだけでなく、育児の悩み を気軽に相談したり、適切に関係機関につなぐなど、必要な 体制を整え、切れ目のない支援を行った。	5
【施策2-2】子育てと仕事の両立支援 ・保育施設の待機児童は解消されたものの、学童保育室の待機 児童は解消できなかった。今後は令和2年度に見直した整備 計画により待機児童が解消されることを期待する。 ・ワーク・ライフ・バランスを通じて、当事者だけでなく周り の人々の子育てに対する理解を深め、子育てしやすい環境を 広げることは、継続的な意識づけが必要である。	3
【施策2-3】困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止 ・ひとり親家庭を対象とした給付金を積極的に周知し、活用を 図ることで、雇用や暮らしの安定につながった。 ・コロナ禍で、虐待予防講座が中止となった。今後は講座の実 施方法を工夫し、虐待の発生予防に努めてもらいたい。	4
【施策2-4】安全・安心に子育てのできる生活環境の整備 ・利用者の意見を丁寧に聞き、パークイノベーションの考え方 に基づき公園を整備した。	5

(5 点満点)

3 外部評価委員の主な意見

足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会で、以下のご意見をいただいた。

コロナ禍で、施設等が工夫した支援について、今後も継続できるように次年度に向けて仕組みを整えてほしい。例)リモート会議、オンライン体験教室など

4 中間見直しの見送りについて

当計画は令和2年度~6年度の5年計画で、子ども・子育て支援法により、計画期間の中間年に中間見直しが規定されている。しかしながら、国・都から今般の社会情勢を鑑み、一律に見直しを行うものではないとの見解が示されたため、見送ることとした。

令和3年12月24日

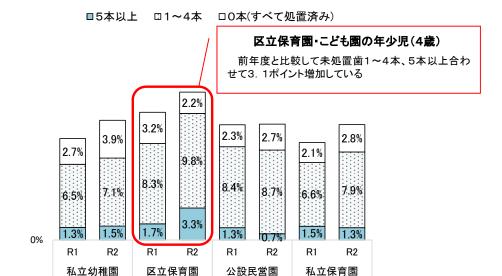
<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和2年度 あだちっ子歯科健診の実施結果について
	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課
所管部課	子ども施設入園課
	衛生部 データヘルス推進課
内容	平成 2 7 年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和 2 年度の実施結果がまとまったので報告する(詳細は別添「情報連絡事項 1 1 - 1」参照)。 なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、約 5 か月後ろ倒しで実施した。 1 実施結果から見える 3 つの課題と今後の対策 【課題 1】 年少児(4歳)のむし歯のある子の割合が増加した(図 1 参照)。 ※ 2 7 年度の開始以来、初めて増加となった。 [図 1] 乳歯にむし歯がある子どもの割合 (むし歯がある子どもの割合(むし歯がある子どもの割合) 40% 37.8% 38.2% 36.1% 30.3% 27.7% 26.2% 29.4% 29.3% (6歳) 27.7% 26.2% 中中児(5歳) 19.9% 16.7% 14.8% 中少児(4歳)は1.8 ボイント増加した。 ・ 年少児(4歳)は1.8 ボイント増加した。 ・ 年少児(4歳)は1.8 ボイント増加した。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	ア むし歯の多い地域についてデータを分析していく。 イ その結果を基に歯科衛生士がエリア施設連絡会等に参加
	し、地域の特徴等の情報を共有した上で、実効性のある取り
	組みを提案し、歯科指導を強化していく。

【課題2】

施設種別に年少児(4歳)を比較すると、区立保育園・こども園の増加率が高くなっている(図2参照)。

[図2] 未処置のむし歯がある子どもの割合(施設種別)



●対策

こども園

こども園

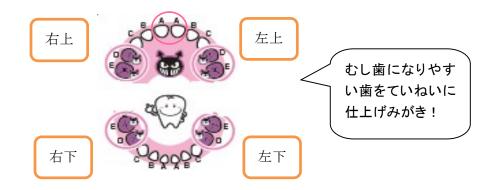
- ア むし歯の多い区立園を優先に歯科衛生士が保護者会に参加 し、「歯によいおやつ」のリーフレットの配付や仕上げみが きの方法を指導するなど、乳児期からむし歯予防のための生 活習慣を家庭へ啓発し、定着をめざしていく。
- イ 保護者に対して、未処置歯の治療勧奨を積極的に行っていく。
- ウ 飛沫防止のため中止していた年少児(4歳)からの給食後 の歯みがきを全ての園で再開する。

【課題3】

年齢別で新たにむし歯になりやすい歯がわかった。令和2年 度区立保育園・こども園の年少児(4歳)における歯科健診結果 を元年度の結果とつなげて分析し、新たにむし歯になりやすい 歯を特定した(表1参照)。

[表 1] 新たに増えたむし歯の部位 【同じ子どもの歯科健診結果をつなげて分析】

	2歳児→年少児 438名	年少児→年中児 535名	年中児→年長児 5 9 7名
	430泊	<u> </u>	597名
1位	左上 A (前歯) 29 名	左下 D(奥歯)33 名	右下・左下 D(奥歯)48 名
2位	右上A(前歯)28名	右下 D(奥歯)32 名	左上・左下E (奥歯) 40 名
3位	左下 E(奥歯)17 名	右下 E(奥歯) 27 名	右上 E (奥歯) 39 名



●対策

- ア むし歯になりやすい歯がわかったので、チラシ等で保護者 に周知し、注意喚起を図っていく。
- イ 歯科衛生士がむし歯になりやすい歯の集中的な仕上げみが きの方法を保護者会等で指導し、実践につなげていく。

2 未通園児に関する課題と対策について 【課題】

- ア 個別通知用の封筒を、目立つようにピンク色へ変更するなど工夫したことで、受診者数が前年度比3ポイント増の17.3%となったが、受診率が低い状態であるので、引き続き取り組みの強化が必要である。
- イ データ分析により未通園児に「ひとり親」「外国籍」等の家庭が 一定数いることがわかった。

●対策

- ア 昨年度未受診者へ複数回のハガキ等を郵送するなど、事前 に受診勧奨を実施する。
- イ データでわかった未通園児の家庭状況に応じて、関係機関 からの受診勧奨を依頼する。

令和3年12月24日

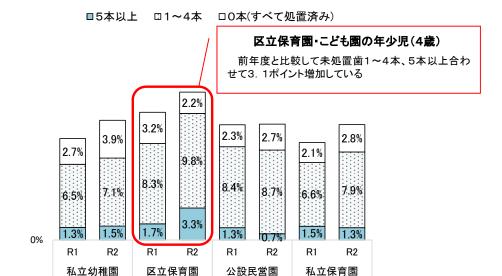
<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和2年度 あだちっ子歯科健診の実施結果について
	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課
所管部課	子ども施設入園課
	衛生部 データヘルス推進課
内容	平成 2 7 年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和 2 年度の実施結果がまとまったので報告する(詳細は別添「情報連絡事項 1 1 - 1」参照)。 なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、約 5 か月後ろ倒しで実施した。 1 実施結果から見える 3 つの課題と今後の対策 【課題 1】 年少児(4歳)のむし歯のある子の割合が増加した(図 1 参照)。 ※ 2 7 年度の開始以来、初めて増加となった。 [図 1] 乳歯にむし歯がある子どもの割合 (むし歯がある子どもの割合(むし歯がある子どもの割合) 40% 37.8% 38.2% 36.1% 30.3% 27.7% 26.2% 29.4% 29.3% (6歳) 27.7% 26.2% 中中児(5歳) 19.9% 16.7% 14.8% 中少児(4歳)は1.8 ボイント増加した。 ・ 年少児(4歳)は1.8 ボイント増加した。 ・ 年少児(4歳)は1.8 ボイント増加した。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	ア むし歯の多い地域についてデータを分析していく。 イ その結果を基に歯科衛生士がエリア施設連絡会等に参加
	し、地域の特徴等の情報を共有した上で、実効性のある取り
	組みを提案し、歯科指導を強化していく。

【課題2】

施設種別に年少児(4歳)を比較すると、区立保育園・こども園の増加率が高くなっている(図2参照)。

[図2] 未処置のむし歯がある子どもの割合(施設種別)



●対策

こども園

こども園

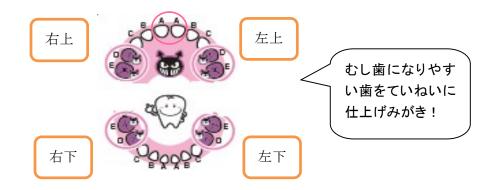
- ア むし歯の多い区立園を優先に歯科衛生士が保護者会に参加 し、「歯によいおやつ」のリーフレットの配付や仕上げみが きの方法を指導するなど、乳児期からむし歯予防のための生 活習慣を家庭へ啓発し、定着をめざしていく。
- イ 保護者に対して、未処置歯の治療勧奨を積極的に行っていく。
- ウ 飛沫防止のため中止していた年少児(4歳)からの給食後 の歯みがきを全ての園で再開する。

【課題3】

年齢別で新たにむし歯になりやすい歯がわかった。令和2年 度区立保育園・こども園の年少児(4歳)における歯科健診結果 を元年度の結果とつなげて分析し、新たにむし歯になりやすい 歯を特定した(表1参照)。

[表 1] 新たに増えたむし歯の部位 【同じ子どもの歯科健診結果をつなげて分析】

	2歳児→年少児 438名	年少児→年中児 535名	年中児→年長児 5 9 7名
	430泊	<u> </u>	597名
1位	左上 A (前歯) 29 名	左下 D(奥歯)33 名	右下・左下 D(奥歯)48 名
2位	右上A(前歯)28名	右下 D(奥歯)32 名	左上・左下E (奥歯) 40 名
3位	左下 E(奥歯)17 名	右下 E(奥歯) 27 名	右上 E (奥歯) 39 名



●対策

- ア むし歯になりやすい歯がわかったので、チラシ等で保護者 に周知し、注意喚起を図っていく。
- イ 歯科衛生士がむし歯になりやすい歯の集中的な仕上げみが きの方法を保護者会等で指導し、実践につなげていく。

2 未通園児に関する課題と対策について 【課題】

- ア 個別通知用の封筒を、目立つようにピンク色へ変更するなど工夫したことで、受診者数が前年度比3ポイント増の17.3%となったが、受診率が低い状態であるので、引き続き取り組みの強化が必要である。
- イ データ分析により未通園児に「ひとり親」「外国籍」等の家庭が 一定数いることがわかった。

●対策

- ア 昨年度未受診者へ複数回のハガキ等を郵送するなど、事前 に受診勧奨を実施する。
- イ データでわかった未通園児の家庭状況に応じて、関係機関 からの受診勧奨を依頼する。

令和3年12月24日

2. 美电话,起生电话, 桂耙 诸级电话》

審議事項・執	告事項・情報	最連絡事項	<u>i</u> >					
件名	千住保育[司完全民営	化に伴う	事業者公	募につい	τ		
所管部課	子ども家原	達部 子と	も施設運	営課				
	令和5年4月に民営化を予定している千住保育園について、次のとおり 公募するため、報告する。							
	(1) 民営 ² ア 施記 ア 施記 イ 所る	2名: 足立 主地: 千住 法: 令和 建物	「園区千社元を15・公学と工住会町実年工夢校民任保福1施4作に法	化保園法番上か・る以手角は人9、ら立選外法園、太号選3木定でのは事め	在公設民 会が運営 事業者に 年間譲渡 無償譲渡 業者が社	営保育のは対質と会議会では、一、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に	として、	レブ
内容	(2) 認可定員の変更について 再認可(※1) 基準への適合等を行うため、一部認可定員の変更を 行う。							
		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	合計	
	現定員	17名	27名	27名	27名	27名	125名	
	新定員	17名	23名	25名	25名	25名	115名	
	減員数(※2)	0名	△4名	△2名	△2名	△2名	△10名	
	※ 1	「再認可	丁」とは、	完全民営	化にあた	り公立園	としての認可	可?

こと。

廃止し、新たに東京都から私立保育所としての認可を受ける

※2 変更後においても、最新の千住地域の保育需要予測に対し、

保育定員数は確保されている。

2 公募スケジュール(予定)について

	•		
内	容		時 期
公 募	開	始	令和3年12月
運営予定	事業者	決定	令和4年3月
引継ぎ	保育员	見 始	令和4月4月
完全民位 運 営		よる 始	令和5年4月

令和3年12月24日

<審議事項・報	告事項・情報連絡事項>
件名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設運営課
	子ども施設指定管理者17施設の令和2年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)による評価を行ったので、報告する。
	1 開催日時・会場令和3年10月22日(金)午後1時30分から午後5時まで梅田地域学習センター 3階 第2学習室
	2 主な業務内容(1)保育事業の実施に係る業務(2)施設の維持管理に関する業務
	3 評価対象期間 令和 2 年 4 月 1 日~令和 3 年 3 月 3 1 日
内容	4 委員会委員構成(計6名)

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者	田代惠美子	明治学院大学心理学部
(有識者含む)		教育発達学科 特命教授
	鈴木 欽哉	公認会計士
関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員
美尔凹华代衣	高髙 將郎	青少年委員
区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長
	田ケ谷正	生涯学習支援室長

5 評価方法

(1) 担当課評価

提出資料の内容確認、現地調査

(2)委員会評価

提出資料の評価

<確認資料>

			r
1	保守・点検完了報告書	12	全体・長期・短期計画
2	施設・設備点検完了報告書	13	小学校との連携
3	防災への配慮	14	食育計画
4	防犯への配慮	15	食事計画
5	事故への対応	16	食事提供
6	個人情報取扱い	17	保健計画
7	職員研修	18	乳幼児突然死症候群
8	会計経理	19	虐待等への対応
9	サービスの評価	20	保育室衛生管理
10	保育の基本原則	21	調理室衛生管理
11	人権の尊重	22	安全確保

6 令和3年度評価内容の改定について

区で定めた「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」と 評価方法が異なっていたため、令和3年度の評価から改定を行った。

(1) 評価点の変更

4段階評価(3~0点)を5段階(5~1点)評価へ変更

(2) 評価判定ランクの変更

A+、Aなどの評価判定ランクの得点率を変更

【例】

- ・ A+は得点率94.4%以上から90%以上に変更
- ・ Aは得点率85%以上から83%以上に変更
- (3) 得点割合の見直し

「利用者満足度(サービスの評価)」の得点割合を満点(最高点) の1割程度から2割程度へ変更

(4) ランクダウン制の導入

悪質な事故等があった場合、委員会の判断により、総合評価をワンランク下げるなどの対応を取る。

	<評価	判定ランク得点内]訳表>	
	評価	令和2年度	令和3年度	
	A+	170以上	297以上	
	A	170未満~	297未満~	
	A	153以上	274以上	
	Δ	153未満~	274未満~	
	A –	144以上	248以上	
	B+	144未満~	248未満~	合格
	ВΤ	135以上	212以上	
評価	D	135未満~	2 1 2 未満~	
基準	В	117以上	195以上	
	D	117未満~	195未満~	
	В —	108以上	179以上	
	С	108未満	179未満	
		C評価で、経営	C評価で、経営] ₩ 経営診断を
		診断を実施し、	診断を実施し、	株営診断を
	D	1項目でも1	1項目でも1	単する。
		点があった場	点があった場	一等ッツ。

7 令和2年度および令和3年度評価の実施比較

(1) 評価ランクの変化

令和2年度は、A+、A、B+の3段階にしか分かれなかったが、令和3年度はA+、A、A-、B+の4段階に分散し、各園の評価の差が開く結果となった。なお、令和2年度から令和3年度へ評価ランクが上がった(例AからA+)園はない。

令和2	令和2年度		令和3年度		施設名	
			A+	1 園	千住	
A+	6 園	\Rightarrow	Δ	5 園	新田おひさま、竹の塚、さ	
			A		つき、竹の塚北、興本	
			A	2 園	水神橋、せきや	
	0国				青井、やよい、青井おひさ	
A	9園		A-	5 園	ま、谷在家、五反野	
			В+	2園	東保木間、伊興大境	
В+	1 園	\Rightarrow	В+	1 園	新田さくら	

※ 新田三丁目なかよし保育園は除く

(2) 評価ランクの高い園の傾向

「利用者満足度」を全体の2割程度の配点としたことから、A+またはA評価となっている8園中6園は、「利用者満足度」の得点率が90%以上であり、残りの2園は、「保育の状況」が高い得点となった。

一方、B+となっている3園は、「利用者満足度」の得点率は約70%と低めの傾向にある。

8 委員会での主な意見と対応等

(1) 遊具安全点検で「異常があり、修繕または対策が必要」と判定された遊具は早急に改善指導をしていくこと。

【対応策】早急に改善指導する。

(2) アンケートの回収率を上げるよう園へ指導していくこと。また、アンケートの回収率は低いが、アンケート結果が良い場合に、評価点が高くならないよう評価方法を改善していくこと。

【対応策】対象園には、保護者に提出を呼びかける等、回収率の向上 に努めていただくよう要請する。アンケートの回収率が低 い場合の評価方法は見直しを検討する。

9 評価結果の公表

評価結果の詳細は、足立区ホームページに令和3年12月下旬掲載予 定

10 その他

今回の結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導した。

11 施設名称及び評価結果等(満点330点・評価点順)

			VIII II.	1-1111111111			
No.	施設名称	指定管理者	評価点	評価点/満点 ×100(%)	評価	前年度	
	指定管理料 (円)	代表者名		×100 (70)			
1	千住保育園 201,713,566	(福) 太陽会 小倉 將信	303	91.8 %	A+	A+	
	水神橋保育園	(福)聖華		- /			
2	184, 093, 723	白須賀 まり子	293	88.8 %	Α	Α	
3	せきや保育園	(福) 桑の実会	290	87.9 %	_	_	
3	143, 263, 719	濱野 賢一	290	81.9 70	A	A	
	新田おひさま保育園	(福)太陽会	282	85.5 %	A	A +	
4	106, 751, 071	小倉 將信	20	00.0 /0	71	11	
4	竹の塚保育園	(株)へ゛ネッセスタイルケア	282	85.5 %	Α	A +	
	191, 672, 366	滝山 真也	202	00.0 /0	Λ	Λ	
6	さつき保育園	(福)江北会	278	84.2 %	A	A+	
Ŭ	217, 207, 251	野口 澄夫	210	01.2 /0		21 1	
7	竹の塚北保育園	(福) 三樹会	275	83.3 %	A	A +	
	202, 139, 078	細野 智樹					
8	興本保育園	(福)太陽会	274	83.0 %	Α	A+	
-	178, 711, 959	小倉將信					
9	青井保育園	(福) からしだね	271	82.1 %	A —	Α	
-	215,891,627 やよい保育園	春見 静子 (福) 博友会			A —	A	
10	205, 030, 763	川下勝利	262	79.4 %			
	青井おひさま保育園	(福)水の会					
11	97, 007, 447	小林 信子	260	78.8 %	A —	Α	
10	谷在家保育園	(福)わかば会	051	5 0 1 0/			
12	143, 358, 316	石川 美和子	251	76.1 %	A –	A	
13	五反野保育園	㈱日本保育サービス	250	75.8 %	_	_	
13	218, 622, 162	福岡明彦	250	13.8 70	A –	A	
14	東保木間保育園	(福) 高砂福祉会	245	74.2 %	В+	А	
11	168, 677, 023	篠塚 弘子	210	11.2 /0	י ע	- 1	
15	伊興大境保育園	(福) 高砂福祉会	240	72.7 %	В+	Α	
10	170, 722, 249	篠塚 弘子	210	12.1 /0	, ,	- 1	
16	新田さくら保育園	(福)じろう会	223	223	67.6 %	$ _{\mathrm{B}}$ +	В+
	127, 603, 037	久芳 敬裕		J J			
	新田三丁目なかよし保育園	(福) 南流山福祉会			評価	A-	
	55, 478, 824	藤本 登			不能	<i>1</i> 7	

※ 新田三丁目なかよし保育園については、令和2年11月末で指定管理者による運営を終了している。法人に対し評価のための資料提出を求めたが、一部資料について提出できないとの回答があり、委員会において「評価不能」との判断がされた。

令和3年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和4年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について				
所管部課	子ども家庭部子ども施設入園課				
	1 令和4年4月入所に向けた保育 認可保育所、認定こども園(長 の利用申込の受付について、以下 (1)利用申込対象施設 ア 区立・私立認可保育所 イ 区立・私立認定こども園 ウ 地域型保育(家庭的保育・ (2)利用申込案内の配布 ア 開始日 令和3年10月25日(月	時間が ひとな (長 ・	利用)、 おり実 間利用 模保育	家庭 施し7	E 的保育、小規模
	イ 配布場所	, ,	J		
	配布場所			酉己	布時間
	子ども施設入園課 (区役所中央館3階) 	(区役所中央館3階) 開庁			
内容	区立・私立認可保育所 区立認定こども園		開園時刻から閉園時刻 まで		
	(3)利用申込受付 ア 受付期間 令和3年11月18日(オ イ 受付場所	<) ∼	12)	3 日	(金)
	受付場所・方法	平日	土	日	備考
	区役所特設会場 (中央館 2 階区政情報課前)	0	×	\triangle	【受付時間】 午前9時から 午後4時
	郵送申請	0	0	0	11月26日 (金)必着
	電子申請・ 令和4年4月入所から導入	0	0	0	24時間受付
	・ 令和4年4月入所から導入○…受付可 △…一部可 ×・				24时间文门

※ 新型コロナウイルス感染症対策及び電子申請の導入に伴

い、足立福祉事務所福祉課、区立・私立認可保育所、区立 認定こども園での申込受付は行わない。

- ※ 11月20日(土)、21日(日)、23日(火・祝)、27日(土) は、区役所特設会場での受付は行わない。
- (4) スケジュール

令和3年10月25日(月) 保育施設利用申込案内の配布開始

1 1 月上旬 施設・年齢毎の募集人数公開

11月18日(木) 利用申込受付開始

12月 3日(金) 利用申込受付締切

12月~ 利用調整

令和4年 2月上旬 利用調整結果の通知・連絡

(5) 周知方法

ア あだち広報10月25日号、11月10日号に案内記事を掲載

イ 足立区ホームページに掲載

ウ 保育所、足立福祉事務所福祉課、保健センター、区民事務所、 子育てサロン、住区センター、図書館等に案内ポスターを掲示

2 令和4年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整にかかる実施基準指数及び調整指数の一部に ついて、以下のとおり見直しを行う。

なお、実施は令和4年4月利用調整分から適用する。

(1) 足立区保育の実施基準表の一部改正

[別紙「情報連絡事項14-1」「1 足立区保育の実施基準表(抜 粋)」を参照]

番号1・2で規定していた自宅外労働、自宅内労働の区分けを廃 止する。

(改正理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止による、テレワークの普及な ど働き方が多様化する中で、保護者の主な就労場所を理由として実 施基準指数に差を設けることが妥当ではなくなったため。

(2)調整指数表の一部改正

「別紙「情報連絡事項14-1」「2 調整指数表(抜粋)参照] ア 調整指数表の項目で分類している「主たる保育者」の記載を削 除

(改正理由)

「主たる保育者」を原則「母」としているが、その定義が男女 平等及びLGBTの観点から妥当ではないため。

イ 調整指数番号20「自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの」 の加点(1点)の廃止

(改正理由)

足立区保育の実施基準表で自宅外労働、自宅内労働の区分けを

廃止したため。

ウ 調整指数番号21の「引き続き就労を継続している場合(3年以上)・(1年以上3年未満)」の加点(2点・1点)の廃止 (改正理由)

「主たる保育者」を原則「母」として限定した上で加点すること が妥当ではないため。

3 保育コンシェルジュによる相談体制

令和4年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細かな相談を実施していく。

(1) 区役所での相談

10月15日(金)から12月3日(金)は、子ども施設入園課窓口の他、中央館3階301会議室を使用

(2) オンライン相談

令和3年4月15日から開始。

当初は一日2回(午前1回、午後1回)実施し、7月中旬から一日4回(午前2回、午後2回)に拡充している。

※ 9月1日時点で178件(一日平均1.9件)

(3) 子育てサロンでの出張相談

月1回程度、各子育でサロン(11か所)にて実施

1 足立区保育の実施基準表(抜粋)

(1) 改正前

番号	内容		保護者の状況	指数
			月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23
			"1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18
			"1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16
		外勤	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
1	自宅外		" 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
	労働	自宅外	" 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14
		自営	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16
			" 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14
			" 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12
			その他の外勤	10
			月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	22
			"1日6時間以上8時間未満の就労を常態	17
			"1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17
		自宅内	" 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	15
	自宅内	自営	" 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	13
2	労働		月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15
	刀側		" 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13
			" 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11
			その他の自営	9
			月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14
		内職	月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12
			その他の内職	8

(2) 改正後



2 調整指数表(抜粋)

(1) 改定前

項目		番号	条件	指数
	世帯	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認 証保育所(家庭的保育(保育ママ)・小規模保育は除く)など に契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託してい る場合	2
加 算 指	児童個人	19	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭 的保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児で、年齢上限による 卒園により、4月から新たに利用を希望する場合(連携施設 が設定されている場合を除く)	4
数数	主	20	自宅内自営・内職の内容が有害危険なもの	1
	主たる保育者		引き続き就労を継続している場合(3年以上)	2
	保会	21	引き続き就労を継続している場合(1年以上3年未満)	1
	者	22	母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得) を継続している、または、内定している場合	5



(2) 改定後

項	項目 番号		条件	指数
hп	世帯	18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証 保育所(家庭的保育(保育ママ)・小規模保育は除く)などに 契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場 合	2
加算指数		19	母子(または父子)世帯で、就労(または就学・技能習得)を 継続している、または、内定している場合	5
数 	児童個人	20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園により、4月から新たに利用を希望する場合(連携施設が設定されている場合を除く)	4

令和3年12月24日

<審議事項・報	事項・情報連絡事項>
件名	「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業」の実施について
所管部課	福祉部親子支援課
	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる子育て世帯に対して、特別給付金を支給する。 なお、児童手当受給者等申請不要者については、年内に支給する。
	 対象児童 (1)申請が不要な対象児童 ア 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象児(15歳以下)及び令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象児(以下「児童手当支給対象児等」という) 約72,000人イアと同じ世帯の16歳以上18歳以下の児童
内容	約13,000人 (2)申請が必要な対象児童 ア 16歳以上18歳以下(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童のみを有する世帯 約13,000人 イ 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯の児童 約2,000人
	2 対象児童数 約100,000人
	 3 給付金支給対象者 1 8歳までの児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者(生計中心者) 所得制限あり:扶養人数が3人の場合960万円以下 ⑥ 所得限度額
	扶養人 数所得限度額 (万円)収入額の目安 (万円)
	1人 660万円 875.6万円
	2人 698万円 917.8万円
	3人 736万円 960.0万円

774万円

812万円

1,002.0万円

1,040.0万円

4人

5人

4 支給金額

児童一人:10万円

5 児童手当支給対象児等を有する世帯(申請不要)への支給

児童手当支給対象児等に対し、先行して支給する。 令和3年12月27日(振込予定)

6 申請が必要な者への支給について

- (1) 16歳以上18歳以下(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童のみを有する世帯
- (2) 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯 上記世帯に対して、1月以降申請をいただいた方から順次審査の 上、支給する。

7 執行体制

令和3年12月6日付にて、新たに「子育て臨時特別給付金係」を 設置し、対応している。